# 板橋区こころといのちの連絡協議会傍聴規程

平成３０年１１月９日決定
（一部改正　令和６年１１月１日）
（一部改正　令和８年１１月１日）

（趣旨）
第１条　この規程は、板橋区こころといのちの連絡協議会設置要綱（令和６年８月８日区長決定）に基づき、板橋区こころといのちの連絡協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。
（協議会の公開）
第２条　何人も、本規程の定めるところにより、協議会の会議を傍聴することができる。ただし、会議の内容が東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第１号）に規定される非公開情報が含まれる等の場合は、この限りではない。
（傍聴の申込）
第３条　協議会の議事の傍聴を希望する者は、地域保健課において、申込書に、自己の住所、氏名などを記入の上、傍聴券を受け取るものとする。
２　会長は、会議を行う場所等を勘案して予め傍聴者の数を定め、申込みがその数に達するまで、申込者の先着順に傍聴を許可するものとする。ただし、会長が特段の事情があると認める場合には、先着順によらず傍聴を許可することができる。
３　傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退室しようとするときは、これを地域保健課に返還しなければならない。
（傍聴席に入れない者）
第４条　次の各号の一に該当すると認めたときは、傍聴席に入ることができない。
（１）　傍聴券を携帯していない者
（２）　凶器の類を携帯した者
（３）　酒気を帯びた者
（４）　異様の扮装をなした者
（傍聴者の遵守事項）
第５条　傍聴者は、次の事項を守り静穏に傍聴しなければならない。
（１）　他人に危害を加える恐れのある物を携帯してはならない。
（２）　傘の類を携帯してはならない。
（３）　ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んではならない。
（４）　委員の発言に対し、批判を加えてはならない。
（５）　発言し、又は拍手その他の方法により、公然と可否を表明してはならない。
（６）　騒ぎ立てる等、審議の妨害をしてはならない。
（７）　審議中にみだりに席を離れてはならない。
（８）　飲食又は喫煙をしてはならない。
（９）　写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りではない。
（10）　携帯電話等の電源を切らなければならない。
（11）　その他、審議の支障となる行為をしてはならない。
（傍聴者の入退室）
第６条　傍聴者の入退室は、次の各号による。
（１）　審議中における入室及び退室は、原則として認めない。
（２）　この規程に違背し、会長に退室を命じられた者は速やかに退室しなければならない。
（雑則）

第７条　この規程に定めのない事項は、会長が定める。

付　則

この規程は、平成３０年１１月９日から施行する。

付　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

付　則

この規程は、令和６年１１月１日から施行する。

付　則

この規程は、令和８年１１月１日から施行する。